

記入にあたって特に注意する事項

【×印欄は基金、★印欄は農業委員会、※印欄はJ Aが記入します。】

提出年月日は、この届出をJ A又は農業委員会に提出した年月日を記入してください。

(1)欄は、初めて農業者年金に加入する場合には、「番号」欄に国民年金手帳に記載されている基礎年金番号を記入してください。

農業者年金の被保険者であったことがある場合及び現在農業者年金の被保険者である場合は、農業者年金被保険者証（旧制度の被保険者証を含む。）に記載されている「記号番号」を記入してください。

(2)欄は、届出を行う方の氏名を記入してください。

(3)欄は、年月日が1桁の場合には前に「0」を記入してください。

例：昭和60年2月5生まれ

昭和	2	年		月		日	
平成	3	6	0	0	2	0	5

(6)欄は、届出者が行っている農業従事について、年間60日以上農業に従事していれば□に○を付してください。○が付けられない場合は、農業者年金にご加入いただくことができません。

(7)欄は、希望する保険料月額を20～67まで（(11)欄で○を付した者は10～67まで）の整数で記入してください。保険料は毎月23日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に指定口座から貯金口座振替の方法により納付していただきます。

また、(8)欄で保険料の前納を申し出た場合には毎年の保険料（1月分から12月分）を前年の12月23日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に同様の方法により納付していただきます。

なお、残高不足により前納ができなかった年分の保険料については毎月納付となります。

(8)欄は、(7)欄で記入した保険料月額について、翌年以降1年間分の保険料（1月分から12月分）を前納で納付を希望する場合は「1 申し出ます」を選択してください。

なお、決定時期によっては翌々年分の保険料から前納となります。前納納付を希望しない場合は「2 申し出ません」を選択してください。

(9)欄は、初めて農業者年金に加入される場合には「1 これまで被保険者であったことはない（新規加入）」を、農業者年金に加入されたことがある場合には「2 かつて被保険者であったことがある（再加入）」を、現在政策支援加入をしている場合には「3 現在被保険者（政策支援加入）である」を選択してください。

※(9)欄で「3 現在被保険者（政策支援加入）である」を選択した場合は、「貯金口座振替届出書」欄の記入は不要です。口座を変更される場合は別途、「農業者年金保険料振替口座変更・訂正届出書（様式第110号）」を提出してください。

(10)欄は、届出者が該当した場合に○を付してください。○が付けられない場合は、農業者年金に加入することができません。

なお、60歳以降の加入に当たっては、「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」、「被保険者記録照会回答票」、「ねんきん定期便」及び「国民年金被保険者関係届書（受領印のあるもの）」等、国民年金の任意加入を確認できる書類の写しの添付が必要となります。

(11)欄は、35歳未満で政策支援相当者※ではなく、10,000～19,000円の保険料を選択する場合、チェックシートにより自己点検し、○を付してください。

(12)欄は、保険料の口座振替を行う貯金口座名義人を記入し、フリガナを正しく記入してください。

(15)欄は、振替を行う貯金口座の貯金種目「1 普通」、「2 当座」、「9 その他」のうち該当するものを選択してください。

(16)欄は、口座番号が7桁未満の場合は右づめで記入し、前に「0」を補ってください。

(18)欄は、貯金口座のJ Aお届け印を3枚目のJ A控に押印してください。

※政策支援相当者

① 認定農業者かつ青色申告者

② 認定就農者かつ青色申告者

③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画し、かつ常時従事している配偶者又は直系卑属

④ 認定農業者又は青色申告者

⑤ ①又は②以外の農業を営む者の農業に常時従事している後継者として指定された直系卑属